

第17回笛吹川源流まつり出店要項

1. 第17回笛吹川源流まつりの出店に関する一切の事項は、この要項による。
2. 出店業者は、この要項を遵守しなければならない。
3. 出店基準
 - (1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証（原本）を掲示すること。
 - (2) 公序良俗に反する出店は一切認めない。
 - (3) 暴力団関係者等適当でないと思われる団体及び個人の出店は禁止する。
4. 笛吹川源流まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、出店業者がこの要項に反する行為を行った場合はその業者に対し、営業を停止し、退去を命ぜることができることとし、該当出店業者については次回からの出店は一切認めない。
5. 出店留意事項及び条件等
 - (1) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
 - (2) 指定された場所以外で営業してはならない。
 - (3) 不正な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を表示すること。
 - (4) 店舗前の見やすい場所に必ず商号を表示すること。
 - (5) 実行委員会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。許可証なきものの営業は一切認めない。
 - (6) 実行委員会管理の電気配線設備（発電機等）に一切電気を接続してはならない。
 - (7) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うこととともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、まつり当日は保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。
万一食中毒等があった場合、実行委員会は一切責任を負わない。
6. 峠東保健福祉事務所 0553-20-2750 山梨市下井尻 126-1 東山梨合同庁舎 1階
- (8) 未成年者への酒（アルコール）類の販売を禁止する。
また、自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒（アルコール）類の販売を禁止する。
- (9) 物販・ゲーム等の出店において、他者に危害を与えるおそれのあるもの（エアガン・レーザーpointer等）、及び会場を汚損するおそれのあるもの（パーティスピーラー等）について、商品及び景品としての取り扱いを禁止する。
- (10) 盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。万一損害を被った場合でも実行委員会は一切責任を負わない。
- (11) 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前もって届出その承認を得ること。
- (12) まつり期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を連絡すること。
- (13) 出店業者は、各自ゴミ袋等を設置し、各自持ち帰ること。
- (14) 火気を使用する者は、必ず消火器を備えつけること。
- (15) 来場者、その他とのトラブル等に関しては、誠意をもって対応すること。
- (16) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（パーテーション・消毒液・金銭授受トレイ等）は業者の負担により行うこと。
6. その他この要項に定めのない事項については、実行委員会の指示に従うこと。

7. 申込方法及び申込先

(1) 「出店申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、実行委員会に申し込むこと。

住所：山梨市小原西843山梨市役所西館1F観光課内 TEL：0553-22-1111

(2) 他人の商号または名義を借りて申し込むことはできない。

(3) 場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。

8. 申込受付期間

申込受付期間は次のとおりとする。

申込受付期間：7月8日(金)～7月25日(月)

※ただし、締め切り日前であっても定数に達した場合は締め切ることとする。

※出店内容が重複する場合は、実行委員会で出店の調整を行う。

※申込期日以降のキャンセルはできない。

9. 出店料は次のとおりとする。

※山梨市観光協会員が山梨市の特産品を販売する場合に限って、出展料は無料となります

(1) 販売用テント1張(1.5間×2間)につき、10,000円とする。また、テントの持ち込みもしくは移動販売車輛で出店するものの出店料は1区画(1.5間×2間)につき、5,000円とする。

※販売用テント1張(1.5間×2間)には、机2台及びイス4脚を実行委員会が用意する。(テントの持ち込みもしくは移動販売車輛で出店するものは除く)その他必要な備品、燃料、電源、表示看板等は申請者(団体)が用意するものとする。

(2) 出店料は、出店許可が下りた出店者に対し郵送等で連絡し、納入することとし、納入後の返還は行わない。

※出店料は8月16日(火)までに支払うものとする。

(3) 既に払い込んだ出店料は、次の場合を除きいかなる理由があっても返納しない。

① 天候不良、または災害等により、実行委員会がまつりを中止すると判断した場合(順延は含まない)。

② 感染性の疾病的蔓延、または蔓延するおそれがあり、実行委員会がまつりを中止すると判断した場合(順延は含まない)。

10. 営業時間

次の営業時間を厳守すること

○開店時間・・・午前10時00分

○閉店時間・・・午後 4時00分

11. 設営及び撤去

(1) 設営開始は8月21日(日)午前9時からとし、午前9時45分までに設営を完了すること。(厳守)

(2) 来場者の安全を確保するため、会場内への車両による搬入搬出については、開店時間(午前10時)以後は一切認めないものとする。

(3) まつり終了後の撤去については、8月21日(日)午後5時までに完了すること。

12. 駐車場

(1) イベント開催中の駐車に際してはフロントガラスに駐車証を掲示の上、指定場所に駐車すること。指定場所以外への駐車が悪質な場合、次回出店を認めない。

13. 重要事項

(1) まつりが中止または延期されたことにより出店業者が被った損害については、実行委員会は一切責任を負わない。

【お問い合わせ】

第17回笛吹川源流まつり実行委員会 山梨市小原西843山梨市役所西館1F観光課内

TEL：0553-22-1111